「政策評価に関する基本方針」	(亚成 13 年 19 日 28 日	関議決定しへの対応
- 以東計画に第9る本本カシー	(+ m, 13 + 14 H 40 D	各 我/大ルーノインリメリル

	・以東評価に関9 る基本方針」(平成 13 中	16 万 60 日 的戚/大足 / 110731/1	رم
政策評価法の概要	「政策評価に関する基本方針」	現状	指針への対応案
この法律は、行政機関が	1.政策評価の実施に関する基本的な方針	農水省評価指針では「事業評	現状どおりとする。
行う政策評価に関する基本的	政策評価のマネギメント・サイクル(企	価方式」に基づく評価につい	
事項等を定めることにより、政	画立案 実施 評価 次の企画立案)へ	て記述しており、評価結果を	
策評価の客観的かつ	の取り組み	予算、制度等の企画立案に反	
厳格な実施を推進しその結果	国民本位の効率的で質の高い行政、国	映するよう求めている。	
の政策への適切な反映を図る	民的視点に立った成果重視の行政の実		
とともに、政策評価に関する情	現、国民に対する行政の説明責任の徹底		
報を公表し、もっ	を図るため、政府は制度の全政府的な実		
て効果的かつ効率的な行政の	施を確保しつつ効果的な取組を進め、制		
推進に資するとともに、政府の	度の改善・発展を図る。		
有するその諸活動について国	政策評価を行うに当たり、政策の特性		
民に説明する責務が全うされ	等に応じて合目的的に、「事業評価方式」、		
るようにすることを目的とす	「実績評価方式」、「総合評価方式」など		
る。	適切な方式を用いる		
国の行政機関は、その所掌に	2 政策評価の観点に関する基本的な事項	農水省評価指針では、必要	評価の観点として、必要性、効率
係る政策について、適時に、そ	政策評価の観点(必要性、効率性、	性、効率性、有効性等の評価	性、有効性等の観点から評価を行う
の政策効果を把握し、これを基	有効性等)の基本的な適用の考え方を基	の観点について該当する記述	旨を追加する。
礎として、必要性、効率性又は	本計画に明示	はないが、実際の分野別評価、	なお、それぞれの観点に基づく具
有効性の観点その他当該政策		制度評価にはこれらの観点に	体的な評価項目については、基本的
の特性に応じて必要な観点か		基づいて既に評価が行われて	な事項を書く要領で定める。
ら、自ら評価するとともに、そ		いる。	
の評価の結果を当該政策に適	3 政策効果の把握に関する基本的な事項	研究開発については、定量的	研究の性格に応じた指標を定め、
切に反映。	できる限り政策効果を定量的に把握す	な評価に努めているが、農水	可能な限り研究開発の効果を定量
政策効果を把握、当該政策の	ることが出来る手法を使用。これが困難	省評価指針には該当する記述	的に把握するように努めるととも
特性に応じた合理的な手法を	な場合は、定性的に把握するが、できる	はない。	に、定量的な評価が困難である場合
用い、出来るだけ定量的に行う	限り客観的な情報・データや事実を使用		でも、可能な限り客観的な情報・デ
こと。	し、客観的な実施を確保		ータ等に基づき評価を行う旨を追
			加することとする。
国民生活、社会経済に相当程	事前評価の実施に関する基本的な事項	農水省評価指針では、予算の	現行どおりとする。(なお、改訂
度の影響を及ぼすもの、多額の	事前評価は的確な政策の採否や適切な	概算要求前にプレ事前評価及	版農水省評価指針では、プレ事前評
資金をようするもののうち評	政策の選択等に有用な情報を提供する見	び事前評価を行い予算に反映	価と事前評価を併せて概算要求前
価の方法が開発されている個	地から実施	させることとなっている。	に事前評価を行うこととする)
別の研究開発、公共事業、政府	義務付けられた以外のものであっても手		
開発援助等について、事前評価	法の研究開発を積極的に進め、順次実施		[]

を実施。	に向けて取組		
行政機関の長は、毎年(度)	5 事後評価の実施に関する基本的な事項	農水省評価指針では、中間評	現行どおりとする。(なお、改訂
当該年(度)において行おうと	事後評価は政策の見直し、改善等に反	価、毎年度評価、プレ終了評	版農水省評価指針では、毎年度評価
する事後評価の実施に関する	映させるための情報を提供する見地から	価及び終了評価を実施し、そ	を廃止するとともに、プレ終了評価
計画を策定・公表。各行政機関	実施	の結果を研究課題の再編、拡	と終了評価を併せて終了評価を行
は、基本計画及び実施計画に基	政策に反映するために合理的な単位	充、中止等所要の対応及び予	うこととする)
づき、事後評価を実施。	で、社会経済情勢の変化等を勘案して適	算への反映等を行うこととな	
	切なタイミングで実施	っている。	
政策の特性に応じて学識経験	6 学識経験を有する者の知見の活用に関	農林省評価指針では外部専	現行どおりとする。
を有する者の知見の活用を図	する基本的な事項	門家又は外部有識者により評	
ること。	政策評価の客観的かつ厳格な実施を確	価を受けることとなってい	
	保するため、高い識見、高度の専門的知	る。	
	識・能力や国民生活・社会経済への政策		
	への関わりに関する実践的知識を活用		
評価書の作成・公表	7 政策評価の結果の政策への反映に関す	農水省評価指針では評価結	
行政機関の長は、政策評価の	る基本的な事項	果を踏まえて、研究課題の再	
結果について、過程に関する情	政策評価の結果を政策に適切に反映さ	編、拡充、中止等所要の対応	省評価指針のほか、農林水産省政策
報も含めた評価書及びその要	せるため、政策評価担当組織が中心とな	及び予算への反映等を行うこ	評価基本計画に基づく手続きを踏
旨を作成し、インターネットの	って、結果の政策への反映の実効性を高	ととなっている。	まえる旨を評価指針に記述する。
活用等により公表。	めるための仕組み等を基本計画に明示		
T-1077	8 政策評価に関する情報の一公表に関す	農水省評価指針では評価結	
政策への反映状況の公表等	る基本的な事項	果、その理由等及びこれに基	なお、公表手続については、農水
行政機関の長は、当該行政機	評価書は、評価結果の外部からの検証	づいて講じる措置について、	省評価指針のほか、
関における政策評価の結果の	を可能とすることの重要性を踏まえ可能	インターネットを利用する等	基本計画に基づく手続きを踏ま
政策への反映状況について、少	な限り具体的に記載	国民にわかりやすい形で公表	える旨を評価指針に記述する。
なくとも毎年一回、・公表。	政策評価結果の政策への反映状況につ	することとされている。	
	いては、政策評価結果と当該結果に基づ		
	く措置状況(内容、時期、今後の予定等)		
	をできる限り具体的に公表		
	公表は、インターネットのホームページ		
	のほか、窓口配布等により実施		